

## 第15回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第15回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和2年8月27日(木) 午後1時30分から3時まで	
場所	利根町役場 全員協議会室	
出席者	委員	坂野委員長, 手塚副委員長, 加藤委員, 蓮沼委員, 市川委員, 船川委員, 猪鹿月委員, 飯塚委員, 加川委員, 鈴木(弘)委員, 吉岡委員, 大越委員, 寺島委員
	事務局	企画課 川上課長, 服部課長補佐, 高野主査, 栗原主任, 蓮沼主事
欠席委員	新井委員, 菅沼委員, 鈴木(亜)委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 これまでの検討内容の振り返り</li> <li>3 次回の開催日について</li> <li>4 その他</li> <li>5 閉会</li> </ol>	
配付資料名	第15回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 自治基本条例とは—利根町のかたちづくり— 参考 (R2.4現在)(仮称)利根町自治基本条例(素案) 参考 今後検討が必要とされる項目 参考 他市町村比較表「項目」	
議事内容	次ページ以降の通り	

委員長	<p><b>1 開会</b> (事務局が資料確認)</p> <p><b>2 これまでの検討内容振り返り</b></p> <p>今回は、「これまでの検討内容の振り返り」ということで、自治基本条例のまずは復習というかたちでお話をさせていただく。事務局からの要望により、講演ではなく委員のみなさんとお話ししながら進める。自治基本条例というのは、利根町のかたちをどのようにつくっていくのかというのが重要なポイントである。</p> <p><b>【自治基本条例とは】</b></p> <p>本日はみなさまに、法学部の流れでお話をさせていただく。法学部の流れとは、一番最初に「定義」、自治基本条例とはどういう話なのか、というのが1つ目である。2つ目は「沿革」、どういう流れでこういったものが出てきたのか、という話である。3つ目は、「法律の形式的な話」、4つ目は「法的性格」、5つ目は「結論」や「これからの姿」ということであるが、利根町ではまだわからないので、私が関わったことのある中野区の話の参考にお話しさせていただく。</p> <p><b>【自治基本条例の定義】</b></p> <p>「自治基本条例の定義」であるが、一般的には「自治体の憲法」や「わがまちの憲法」というふうに言われる。定義にはポイントが3つある。まずは自治体運営の「理念」である。なので、利根町の理念、あるいは利根町の運営の理念というのを定めて、その理念を具体化する「制度」というものを盛り込む。「制度」というのは、一般的にはやり方の問題である。そして、その制度を動かすための「原則」というのを具体的に盛り込む。これが基本である。それとは別に、「最高条例」、「最高規範性」といったものも盛り込まれる。結論から申し上げると、自治基本条例が約400の自治体で作られているが、この原則というのは収れんされて、だいたい6つくらいに固まってきた。1つが「参加」とか「協働」、その次に「情報公開」。情報公開というのも、やはり「情報なければ参加なし」と言われるくらい、重要になる。あとは、「総合計画」というのがやはり書かれることが多い。総合計画というものは、情報公開もそうであるが、自治体から始まったものである。例えば、総合計画というのを日本で最初にやったのは、1974年だと思うが、東京都武蔵野市である。そして、情報公開制度というのを最初にやったのは、1982年、山形県の金山というところである。その同じ年に神奈川県で施行された。なので、そういった制度が盛り込まれることが結構ある。そして、他にも3つあるが、「行政評価」あるいは「政策評価」、そしてあとは自治体の「法務」、現在は「政策法務」と言っているが、実際に条例を作ったり、あるいは法律をどう解釈するかという話も書いてある。6つ目としては、「財務会計」と言い、自治体財務の話である。会計というものは非常に大事であり、実は利根町の予算というのは利根町こっだけで考えている予算ではない。例えば利根町には消防の予算が出てこない。稲敷広域がやっているため、こっだけの話ではないのである。ということは、本来自治体がやる会計も含めて考えていかないといけないわけである。企業で言うと連結ベース、自治体では比例決算あるいは比例連結という言葉を使う</p>
-----	--

が、自治体としてお金を考えようという、考え方が特に最近出てきた。こういうことを、実際に財務会計あるいは自治体財務という言葉を使った。この6つが、この原則に収れん、まとまっているということが経験則から言えると思う。

### 【自治基本条例の沿革】

次に行きたいと思う。自治基本条例というものの作られる「沿革」、歴史的な話である。この自治基本条例というのは、「分権」というものと「わがまち意識」が背景にあると言われている。そこで、分権とはいったい何かというと、1999年に「地方分権一括法」というのが制定され、翌年の4月、2000年から「地方分権一括法」が施行、開始された。地方分権一括法というのは、475本の法律が改正されたので、一括法といっている。この地方分権一括法が実際に出て、何が変わったかということ、国と自治体は、かつては主従の関係にあったと言われている。その関係が対等・協力になったと言われている。事務局に伺うが、実際どうであるか。

事務局

職員間ではそういうった感覚はないが、法律上ではそうなっている。

委員長

おっしゃる通りである。次に、多様な主体による自治体運営体制の構築とあって、「多様な主体」とは、誰のことを指すと思われるか。

委員

憲法で言えば、「国民」。それでなければ、例えば町ならば町という主体を考えると首長か。

委員長

主体というと、首長という話をしていただいた。法律では、主体は行政を指す。行政主体ということである。それに対する言葉が「客体」という言葉である。客体というのはまさにサービスを受けたり、規制を受ける側ということで、法律では明らかである。主体というのは委員がおっしゃったように、国民であり、住民であり、広い意味での市民、というのを考えているのが自治体での最近の流れである。このような、国と自治体との関係は対等・協力になり、様々な主体、活動している人たちにも自治体に加わってもらおうということだが、「分権」という言葉が出てきた。一般的に分権というのは3つのことを念頭に言っている。1つは、「事務権限」。2つ目が「財源」、3つ目が、わかりやすく言うと「かたち」である。もう少し簡単に言うと、1つ目の事務権限とは「仕事」で、国の仕事を自治体にまわすということである。2つ目の財源とは「お金」である。国のお金を自治体に下ろす、仕事をたくさんもらったからお金もよこせという話である。3つ目のかたちとは何かというと、現在、自治体、市町村は1,718ある。この1,718が、実は同じようなかたちをとっている。どうということかということ、首長がいて、例えば利根町なら町長さんがいて、町長さん以外に教育委員会がいる、監査委員会、議会がいる。みんな同じだから、自治体行政というのは金太郎飴と言われたりすることもある。どこに行っても同じ、そういうことをみなさんはどう思われるか。時には、町長さんがいなくてもいいんじゃないか、少し前には教育委員会はいらぬといった議論もあった。そのようなことを自由にできる、自治体自身が自由に考えられる、というのが究極的な、最終的分権だと言われている。加えて、先ほど仕事と言ったが、仕事に付随、伴うような法の解釈、例えばい

	<p>ろんな法律があるが、国の解釈ばかりじゃなくて、自治体側の、利根町だって利根町の風土や地域性があるんだから、こう解釈していいんじゃないかという考え方がある。いずれにしてもそういった、分権というのには3つの考え方がある。では、現実としてどうなっているか。飯塚課長、現実はどうであるか。</p>
飯塚	<p>現実には、なかなか自治体の自由度というのが自分たちで示すのも難しく、国に倣ったり、近隣の市町村に倣ったりというのが実態かと思う。</p>
委員長	<p>この1999年の地方分権一括法というので、仕事が下りた。特に、都道府県をとばして市町村に仕事がたくさん来た。仕事が来たのだから、お金が欲しくなる。実際に、お金も下りてきたか。</p>
飯塚	<p>実際のところ、仕事は確かに流れてきていて、国・県からも権限移譲というかたちで下りてくるとい実態があるが、そこで職員の人件費や事業費がついてこないというのが現実である。</p>
委員長	<p>今、お話をいただいたように仕事の分権は済んだが、問題はお金がこなかったことである。かつて、小泉政権の時に三位一体の改革という言葉があったが、結論は自治体が赤字になったということである。このような問題では、仕事は来たけど赤字になった。どうなるかという、仕事をたくさんもらって、みんなでなんとかするしかないという話で、協働というものが出てきた。この中の流れで、出てきたものがあるが、2000年くらいから進んだものとは何であるか。</p>
委員	<p>行政改革か。</p>
委員長	<p>行革もその通りであるが、結論から言うと合併である。合併が進むということは、仕事がたくさん下りてきて、今までの規模ではできない、だから合併しろという話が出てくる。合併論の背景には当然ながら、分権、権限が下りる。そして、お金がないので、スケールメリットといって、合併してその分大きな規模でなんとかすれば、なんとかできるという話があった。利根町は合併しなかったが、合併したところもある。ただ、大きい規模の自治体と、そうでないでこぼこがあるというのが現状である。つまり、大きな自治体も大きいだけに、スケールメリットを生かすしかない。スケールメリットが一番わかりやすいのは、A市、A市長がいた、A市総務部長がいた。B町、B町長がいた、B町総務課長がいた。これが1つになり、施設も潰せる。そういう意味ではスケールメリットというのは働く。しかし、人口も面積もあんまり変わらないので、大きい自治体でも協働ということになる。やはり市民と一緒にやろうという流れが出ている。小さい自治体ほど、協働は必要であり、市民との協働は当然必要だが、合併しなかったところが、念頭に置いた協働は何かというと、それは自治体同士の協働連携である。自治体間連携あるいは広域連携というものである。</p> <p>こういった流れの中で協働であるとか、「自分たちのまち」というのはどういうところだということをみんなが考えるようになった。その中で出てきたのが、ニセコでの自治基本条例第1号である。このような歴史的な流れがあるが、実はここから遡るに</p>

30年くらい前にもこういう議論があった。1973年の段階で、自治憲章というのが考えられた。これは、自治基本条例の先取りのような話で、アメリカに由来がある。アメリカの自治体というのは、自治基本条例みたいなものをみんな持っている。なぜかという、アメリカの地方自治法というのは、会社法なのである。アメリカに利根町があったら、利根町という会社になる。会社を作るために、当然のことながら規約とか約款とか、そういうものを作らなければいけない。自治体も同じなのである。1970年代、ニューヨーク、シカゴといった大都市も、今でいう会社更生法の適用を受けて潰れている。アメリカの自治体は会社だから、潰れる。なので、何が重要かという、作る時に、州によって違うが、地方自治法にチャーター、憲章を作れと、この自治体はこういうことをやる、こういう権限があるという、いくつかのパターンがあるのでこれを作れ、あるいは自分で作れという決まりがある。そのアメリカのまさに自治体のシティチャーターとか、あるいはホームルールチャーターと言っているが、会社の規約・約款を、日本の自治体・川崎市が取り入れてやろうとした。でも日本はそんなことを許さなかった。しかし、自治のためにやろうとした。そういう歴史があった。だから、アメリカの地方自治法というのは商法の会社法である。私は大学生のときは行政ではなく商法をやっており、保険法とか会社法をやっていたので、自治体で「生保」と聞いたときは「生命保険」のことだと思っていた。話を聞いて、「生活保護」のことだと気づいた。いずれにしても、それだけ日本では会社と行政の風土が違う。今、自治基本条例とかいろんな話が出てきているということは、行政もかなり企業・民に近づいてきているという議論は当然あると思う。

従来は行政主体、住民は客体だったので、行政というのはサービスを供給して、福祉のサービスを提供したり規制をすると、そういうものだと思われていた。現在は変わってきており、実際、みなさんどうであるか。今までみたいに、利根町はサービスを供給して、特に規制、いろいろうるさく、建築確認とかいろいろと言ってくるとか、そういう話は今あるだろうか。

委員

今はあまりないと思う。上下の関係からだんだん一緒にやろうという感じがしている。

委員長

おっしゃる通りである。そういう意味では、自治体というのは、一緒にやろうとか、わがまちであって、住民と自治体と、やっぱり住民のものだという考え方がずいぶん出てきている。今、委員がおっしゃったように、上と下という上下の関係ではなく、一緒になってきた、これを「ガバナンス」という。これは何かというと、住民、企業、行政、市民活動団体、町内会もみんな対等で、横並びだと、みんな一緒にやろうと、利根町なら利根町のことをやろうというのがガバナンスである。ここからは少し難しい話になるが、自治体が頑張ればある程度なんでもできる。実際例えば、国の法律がないところにおいて、利根町だけでやったということはあるか。

事務局

条例というのはそもそも、国からの自治体のルールであるが、やはり三権分立ができて、独立しろと、お金はあげないけれど知恵を出せというところなので、そういう面では、多くの審議会や協議会を作ったという記憶がある。なんでも住民の方と一緒に、行政を進めていった。要するにお金がないので、住民のみなさまの知恵を

借りてやっていったということはある。あとはリサイクル法もそうである。

委員長

やはり、お金に困ったと、みんなで一緒にやろうという姿勢を、当時の行政職員たちが示されたということである。

**【自治基本条例の分類と制定意義】**

(様々な分類)

次にいくが、少し法律的な話になる。これは条例の分類的な話である。まず最初に、自治基本条例が作られるときの流れで違いがある。一般的には3つのパターンがあり、1つは、行政が中心となって条例を作るパターンである。2つ目は、議会が中心になって、市民を動かして条例を作るパターン。3つ目としては完全に市民が中心になって、条例案を首長に持って行って、議会が議決というパターン。一般的には、行政主導のパターンで、やはり役所が呼び掛けて、こういう条例を作ろうというパターンである。これにも2つあり、1つは有識者の研究成果をもとに行政が条例案を策定するものである。私が知っているのはかつて地方自治をゼミで教えていただいた先生がおり、私の恩師の一人であるが、中央大学に佐々木信夫先生という方がいた。その佐々木先生が、杉並区で自治基本条例を作られたときは、佐々木先生と上智大学の行政法の先生、小幡純子先生、そういう先生方だけで条例を作られたことがある。そういうパターンもあったので、形としてはきれいである。学者ばかりで作ったわけであるから、理想的な条例が作れる。ところが、住民の意見というのは、学生が入っているので意見が入っているように見えるが、本来の杉並区の住民の意見は入っていない。2つ目は、さきほど事務局がおっしゃったような話の典型的なものである。まさに、今の我々の位置づけはここ、行政設置の検討委員会である。みんなの力を結集して、とりまとめは行政の方にやらせてもらうというパターンである。次に、議会主導型であるが、これはあまりない。これは議会が動いて、市民のみなさま、自治基本条例を作りましょう、という流れである。そして、市民主体型というのもあまりない。このパターンで有名なのは三鷹市である。パターンとしては、行政主導型で、2番目のパターンが中心だということである。

ここでは、また3つの話をさせていただく。1つ目が、授権型と自治型とって、これは何かというと、日本では授権型はなく、自治型である。先ほど話したアメリカのように、州の地方自治法で「自治基本条例を作りなさい」という法律があって、自治基本条例を作るとするのが授権型である。日本にはないので、自治型である。次に、行政型と総合型と呼ばれるものがある。1999年地方分権一括法で、先ほど国と自治体が横並びになったという話があった。それ以外に横並びになった1つの理由は、機関委任事務というのがある。機関委任事務というのは、執行機関、首長さんや行政委員会に、国や都道府県が仕事を全部任せる。要するに職員にやらせるというわけである。例えば、利根町であれば町長さんが直接仕事をやらせる。ところが利根町に仕事は来ていないのである。利根町に仕事 cameたら簡単である。町に仕事来ると、自治権というのがある。自治権というのは、国がむやみにあれこれ言えないということである。そこで、自治権に引っかからないように、町長さんに直接仕事をやらせるわけである。人に任せているから、自治権は関係がないのである。さらにこの機関委任事務というのは、自治体の仕事なのに議会のチェックが入れられなかった。また、首

長のクビ制度というのがあり、国の言うことに反抗した知事や市町村長は、訴訟されて、住民から選ばれた首長がクビになってしまう。そんな時代があった。その機関委任事務が、2000年から地方分権一括法でなくなった。今は自治体の仕事はすべて議会がチェックでき、国から法定受託事務という仕事を利根町もさせられている、県からもきている。ということで、まさに総合型、こちらに移っている。そういう意味では、議会も、行政も、もちろん市民も入っているような総合的な自治基本条例になっている。さて、この総合型は、作られるときに2つのパターンがあると言われている。1つが、自治基本条例をつくるときにこの場で、市民のことも、行政のことも、議会のことも全部一緒にやっつけてしまおうという、一体型というものがある。2つ目は、制定するときに、市民のことは市民で、議会のことは議会で、行政のことは行政で決めてもらおうという分割型である。この近隣でやっていたのは、龍ヶ崎市である。龍ヶ崎でやった時は、行政のときには私も一緒に入って話を聞く、議会の時も私が入って話をする、というようなまさに分割型というのをやっていた。そしてその後、3つ目が、「参加協働の融合性と分離型」というのがある。何かというと、利根町の自治基本条例では、「参加と協働」はこの自治基本条例にそのまま入れようとしているので、融合型である。ところが、兵庫県宝塚市というところでは、自治基本条例と市民参加条例が別になっている。どちらがいかは住民が決めることなので、これは良い悪いの問題ではなく、こういうパターンがあるということである。

#### (制定の意義)

「制定の意義」と書いてあるが、なぜ、自治基本条例を作るのかという話である。「本質的」と書いてあるが、これは一般論である。一般論で、なぜ自治基本条例が大事なのかというと、3つある。1つは住民自治の拡充ということで、市民自治と言う人もいる。対照的なのは、団体自治である。自治とは、住民自治と団体自治であるが、憲法には書いていない。書いていないが、学説で住民自治と団体自治と書いてある。住民自治というのは、住民自身がその自治体のことを自ら決めることである。それに対して、団体自治というのは、自治体が国から独立してその地域を運営できることである。つまり、国から、あるいは利根町であれば茨城県から独立しているということである。現在は、国に対して意見が言える。特に、議会は意見書を出されている。どういう意見書、国に対してどういう要望をしたかは、是非議長に聞いていただきたい。利根町のすばらしさがわかると思う。そこで、こういった住民自治、住民自身が自らの自治体のことを決められるという、そういうところをもっと上げよう、意識してもらおうというのが、住民自治の拡充である。そして、次に「まちの個性」と書いてあるが、利根町の良さとは何か、利根町らしさとは何かということ、自治基本条例を作りながら、みんなで考えていこうと、改めて検証していくような、そのような効果があると言われている。そしてその後、「分権改革の促進」ということで、やはり仕事がたくさん下りてきて、その分権をさらに進めるための機動力、きっかけに、自分たちがやるんだというやる気を見せる。自治基本条例にはそのような力があると言われている。次に、手続的意義について、自治基本条例を作っていくときの過程で、みなさんから、利根町らしさとか、男女共同参画とか、子どもとか、みんなで出し合って、そうだねとなったら共感する。この共感や、みんなで作ったという実感が大事である。ここでは「協働の実践」と書いてあるが、第13回で、加藤先生に「協

	<p>働・参加」についてお話をいただいたが、簡潔に申し上げると、市民が主体的に、自分からいろんな政策に関わっていくというのが、参加である。それがどんどん進んでいくと、市民・行政が、一緒にやろうと手を取り合う。まさにこの状態が協働である。次に行きたいと思う。みんなが役割分担というのを再定義、確認したうえでやっていくという、自治基本条例の流れというものがある。</p> <p>さて、ここまで今やってきたが、言っておきたいこと、質問しておきたいこととはあるか。</p>
委員	<p>連携していくということは、信頼がないとできないが、自分が住んでいる地域において信頼に関わる問題が起きて、これを取り戻して他の地域からの信頼をどうやって得られるかと、一番大変な時期なので、身につまされるような話であった。</p>
委員	<p>8月28日に、初めて生涯学習センターで地固め唄の人たちが練習している場を見に行き、見学をした。利根町に住んでいて、地固め唄が茨城県の無形文化財に指定されているということは知っていたが、どういうふうに活動しているかということについては、今まで身近に見ることはなかった。やはり利根町は、利根川が私たちにとって脅威でもあるけれども、利根川を通じて、芸能や文化というものが作られるって一面もあるんだと、これも利根町らしさのひとつとして挙げられると感じた。この検討委員会の中で、コロナの関係で半年近く空いてしまったが、コロナということがあった中で、私たちはいろんなことを改めて知ることが出来たと思う。町の行事、それからお祭りもすべてなくなり、そういう行事がなくなってみると、やはり寂しい。夏には町の花火大会があって、盆踊りがあって、というのが例年のことだった。それがなくなって、なぜか寂しくて、コロナ鬱という言葉があるが、みんなそれぞれ心を痛めて、春から夏にかけて生活してきたと思う。そういうことも含めて利根町らしさ、それから利根町の将来の姿を、みなさんで考えていけるようなきっかけに、このコロナ禍がなってほしいと思う。</p>
委員長	<p><b>【自治基本条例の法的性格】</b></p> <p>やはり、委員がおっしゃっているような、町というもののすばらしさ、良さというものを出せば、というのがこの自治基本条例だと思う。この自治基本条例は、自治体の憲法とか、わがまちの憲法というわけだから、各自治体がそれぞれ自分たちで項目とかいろんな部分を作っていく、考えていくというのが基本である。ただ、私の経験則から、さきほどの6つの項目がいろんなところで取り上げられているというのが現状である。</p> <p>最後のところに行きたいと思う。先ほど、委員がおっしゃったような、利根町らしさで作っていきましょうというのが自治基本条例である。利根町のルールを自分たちで作っていくということが大事なことであり、それを実際に形にしてくださるのが行政の職員である。みんな、上下もなく、いろんな人たちが話し合っ、町のルールを作り出す。そして、そのルールを作ったみなさんは、メンバーだということをお忘れいただきたくないと思う。実際に、現在このような状況なので、大変であるが、このコロナ禍の中で、作っていった苦勞を踏まえて、後世に語り継ぐような伝道師でいていただきたいと思う。こんな苦勞をして作ったということを身近な人に伝えて</p>



いけば、いずれ町全体に拡がっていくと思う。

### 【自治基本条例の展開】

次は、「自治基本条例の展開」ということで、これは東京都の中野区でヒアリングをした内容であり、今後、利根町ではどうなるかはわからない。中野区では、2005年に自治基本条例が施行され、10年経った時に、現在の総務部長に聞いた内容である。ポイントは3つある。1つは、自治基本条例ができると、それがあつたということが前提になることである。何かするとき、自治基本条例にこう書いてあるから、私たちにはこれができる、こういう手続きがある、ということで、住民自身が意識するようになったということをおっしゃっていた。また、区の職員、行政の職員も、完全に意識していると言っていた。2つ目は、他の条例への影響が大きいということである。自治基本条例は、国で言うと憲法であり、それを中心に法律ができる。まさにそのような、条例体系がしっかりしている、わかりやすい条例体系になったとおっしゃっていた。それぞれ違う条例を作るときも、自治基本条例があつたとそれに反することができないので、きれいに整備できたということだった。しかし、実際には、既にできていた条例があるので、それを変えていかなければならない。結構時間はかかったが、10年ほどきれいに整備できたという話であつた。次に、「まちづくり制度の発展的継承」と書いてあるが、実際に、自治基本条例があつたから、市民参加という場が常に開かれているというような意識も行政職員にあるし、自治体が何かあつたときに必ずそれを意識して、市民参画というのを必ず作るということが念頭にあるとのことだ。先ほど、事務局から、みんなの知恵を借りるという話があつた。それを、恒常的にみんなが意識するという役割が、自治基本条例にあつたとおっしゃっていた。なぜ、参画という言葉が突然出てきたのかと思われるかもしれないが、参加と参画は違う言葉である。前に加藤先生が、政策過程というのは課題設定の過程、政策立案の過程、政策決定の過程、政策実施の過程、政策評価の過程と言っていた。そこにすべて参加していくというような考え方が、参画と言われている。なので、参加よりも参画の方が、より厳しいかもしれない。そしてその次、「市民による自治の活動が法的に保護」されるということで、市民自身が、中野区民というよりは、NPOなどの活動団体も、常にその活動が保護されているということを意識するようになったとのことである。これはあくまでも中野区の場合であるので、10年後、利根町はどうかわからない。わからないが、実際に2005年に作った中野区ではこう言っていた。時間の都合でここまでとするが、何か質問があれば私の方に来ていただきたい。復習の方はここで終了とする。

### 3 次回の開催日について

次回の開催日：新型コロナウイルス感染症拡大の影響で今後の流れがわからないところがあるため、10月上旬を予定とし、詳細な日程は決まり次第、書面連絡となった。

委員	<p><b>4 その他</b></p> <p>先ほど、委員長のお話の中でもあったが、私たち検討委員会の委員たちは将来、10年先、20年先になるかわからないが、こういう利根町で自治基本条例を作ったことを伝道するような立場になったらというお話があった。少しずつでもいいから、みなさんで伝道者の役割をできるように、勉強したり、それから活動したりして、頑張っていきましょう。いいものを作っていきましょう。お願いします。</p>
委員長	<p><b>5 閉会</b></p> <p>それでは以上を持ちまして第15回利根町自治基本条例検討委員会を終了いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上。</p>